

団体商標の登録主体の拡大について

1. 必要性

(1) 団体商標とは

団体商標制度は、団体商標（団体が構成員に使用させる商標）を通常の商標と区別して登録している諸外国との国際調和を進める必要があること、団体商標を明文化することは、団体が核となる地域ブランドの育成に資するものであること等の理由により、平成8年の商標法改正により導入された制度である。

団体商標の登録主体としては、その性格から、団体が構成員を有すること、権利義務の帰属主体となるため法人格を有することが不可欠となるが、商標法では、団体商標の主体として、上記の条件を満たし、団体商標を使うことが想定される民法第34条の規定により設立された社団法人、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格のある組合と定めている（商標法第7条第1項）。

(2) 一般社団法人への移行

公益法人制度改革の一貫として、団体商標の登録主体の一つである民法第34条の社団法人は、一般社団法人へ移行することが予定されており、従来の社団法人に加えて、業界団体、同好会等の中間法人についても一般社団法人として認められる方向で検討されている。

このため、今後、中間法人が団体商標の登録主体となり得る一方で、商工会議所、NPO法人等の特別の法律により設立された社団は、同じく構成員を有する法人格のある団体であるものの、現行法上は団体商標の主体としては認められていない。

こうしたことから、全体の整合性をとるため、商工会議所・NPO法人等の構成員を有する団体についても広く団体商標として追加することが必要であると考えられる。

2. 今後の対応

団体商標の登録主体のうち、社団法人については一般社団法人となるとともに、その他の構成員を有する法人格のある団体については、会社のように、構成員（株主）が自己の事業のために会社の商標を共通して使用することが考え難いものを除き、団体商標の登録主体として追加する方向である。

別表 団体商標の主体

法人格無し	法人格有り		
	財団	社団	
	民法による公益法人		営利法人
	財団法人	社団法人 (一般社団法人へ移行 予定)	
特別の法律により設立された財団 (学校法人、宗教法人等)	特別の法律により設立された社団 立された財団 (学校法人、宗教法人等)	特別の法律により設立された社団 立された財団 (学校法人、宗教法人等)	中間法人 (一般社団法人へ移行予定) 株式会社、合資会社等 商工会議所、NPO法人等 事業協同組合、農業協同組合等